

令和4年度第3回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月24日（金）午後3時00分から3時50分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（16人）

会長	11番	坪田	清孝
会長職務代理	7番	丸谷	浩二
委員	1番	谷川	聡志
	2番	長谷川	太佑
	3番	長田	奈津子
	4番	林	恵子
	5番	辻下	義雄
	6番	竹内	和之
	8番	森	雅規
	9番	吉村	重夫
	10番	北	廣見
	12番	伊藤	守男
	13番	上田	幸治
	14番	森川	嘉昭
	15番	南坂	覚則
	16番	澤田	宗男

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第2号 現況証明願について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
	報告第1号 農業用施設の設置届出の報告について
	報告第2号 電気通信事業施設等の設置届出書
	報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

- 第6 その他
 - (1) その他
- 第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： それでは、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を開会させていただきます。本日の総会は委員任期最後の総会ということで、本来であれば市長がご挨拶申し上げるところではございますが、公務で出席できないということで、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、坪田会長からご挨拶をお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数25名中、本日の出席委員は25名であります。3番長田委員からは遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行は坪田会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、

5番辻下、6番竹内委員の両名にお願いしたいと思います。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入りたいと思います。

◇ 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： まず、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は下番にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は下番にお住まいの〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては下番地係の1筆で、登記地目は畑、面積は149㎡でございます。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に個人用住宅を建築したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、上水道、下水道が埋設されている道路に面している、かつおおむね500m以内に2つ以上の教育施設等が存在しているということから、第3種農地と判断されるものでございます。第3種農地につきましては、原則転用が可能となっております。場所につきましては3ページ、計画図につきましては4ページ、5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、事務局の説明が終わりましたので、地区担当委員の説明について、議案第1号、番号1番について、11番、私のほうから説明をいたします。

これにつきましては個人用住宅ということで、集落の中でございますし、やむを得ないなという具合に思っております。

次に、本件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番森川委員に調査結果の報告をお願いいたします。

14 番： 本日午前9時から、北委員、それから南坂委員、私と事務局1名、合わせて4名で現地を調査してまいりました。今の事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第2号 現況証明願について

議長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。7ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は瓜生にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては瓜生地係の2筆で、面積は合計で214㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和30年頃まで農地として利用されていましたが、同年に前所有者が住宅と小屋を建築し、以後宅地として利用されているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては8ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当員の説明に移ります。番号1番について、13番上田委員、お願いいたします。

13番： ただいま事務局の説明ありましたとおり、問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。次に、本件につきまして現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番森川委員に調査結果の報告をお願いします。

14番： 今日の9時から、先ほども申し上げましたメンバー4名で現地を調査してきました。事務局の説明のとおり、現在は住宅と小屋が建っております。特に問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、何かご質問ございませ

んでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入りたいと思います。現議案第2号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明させていただきます。9ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

10ページにお進みください。公告予定日につきましては、令和4年6月30日木曜日でございます。借手につきましては1名、貸手につきましては8名でございます。利用権設定面積は、賃貸借が11筆、2万276㎡でございます。期間別内訳については、3年の畑が11筆、2万276㎡でございます。

11ページをお開きください。集落別内訳については、清王の畑が8筆、山十楽の畑が3筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

12ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。13ページまでまがっております。1番から8番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。清王の畑8筆、山十楽の畑3筆でございます。利用目的はソバで賃借権の設定、賃借料は10a当たり5,000円でございます。期間につきましては令和4年7月1日から令和7年6月30日まででございます。再設定ございまして、用水費は貸主負担でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。本案につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求

めます。

(全員挙手)

全員です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農業用施設の設置届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農業用施設の設置届出の報告について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局： 報告第1号「農業用施設の設置届出の報告について」、ご説明させていただきます。
14ページをお開きください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、申請人は瓜生にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。
申請の土地につきましては、瓜生地系の田で、面積は70㎡のうち24.43㎡でございます。
事由につきましては、申請人は申請地に農業用機械等を収納するための農機具格納庫を設置したいとのことでございます。場所につきましては15ページ、計画図
につきましては16ページ、17ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明をお願いします。番号1
番につきまして、13番上田委員、お願いいたします。

13番： 〇〇〇〇さんのこの農場の近くへ建てられるということで、事務局の説明のとおり、
問題ないと思います。

議長： この件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、
14番森川委員、報告をお願いします。

14番： この件につきましても、本日9時から、先ほども申しあげましたメンバー4人で
現地を確認していきました。特に問題はないと思います。

議長： この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

5番： 質問というわけじゃないんですが、これ、先ほどの現況確認やったかな。あそこ
と関連してるじゃないですか。いつもこういう感じで、あっちはあっち、こっちは
こっちという形で出てくる。本来的には関連あるんやろうけど。議題の出し方として、
どっちかにやっぱり何か関連ありますよという書き方をしておかないと、こっ

ちはこっちでほんでいいんやという、こっちはこっちでほんでいいんやという形にしか見えないんで、結構今までもこういう形で出てたんで。

議 長： ありましたね。

5 番： その辺を少し今後改善していったほうがいいんじゃないかなと思います。

議 長： 事務局のほうから、関連ある場合は、前号の出した議案に対するこの施設の届けということでの説明を加えてください、今後。

事 務 局： 分かりました。

議 長： そうすると皆さんも理解できると思いますので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

事 務 局： よろしくお願ひします。

議 長： ほかに質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 電気通信事業施設等の設置届出の報告について

議 長： 次に、報告第2号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 報告第2号「電気通信事業施設等の設置届出の報告について」、ご説明させていただきます。18ページをお開きください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、申請人は〇〇〇〇株式会社でございます。申請の土地につきましては権世市野々地係の畑で、面積につきましては327㎡のうち2.25㎡でございます。内容につきましては、14.8mのコンクリート柱の建柱及びアンテナ設置でございます。場所につきましては19ページ、計画図につきましては20ページ、21ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。それでは、地区担当委員の説明をお願いします。10番の北委員、お願いいたします。

10 番： ただいま事務局が説明をいたしましたとおり、特別問題がないように思われます。以上です。

議長： ありがとうございます。続いて、この案件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、14番森川委員、報告をお願いします。

14 番： この件につきましても、本日9時から、先ほども申しあげましたメンバー4人で現地を調査してきました。この種の申請というのは過去にも例がございまして、既に建柱されているような状態でしたが、特に問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。
(質問、意見なし)
質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。22ページにお進みください。

今回、11件の届出がございました。

1番につきましては、中番の田4筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年4月15日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2番につきましては、北金津の田1筆でございます。権利取得者は大溝二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年1月4日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

3番につきましては、桑原の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年5月11日で、相続による所有権の移転でございます。田については〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

4番につきましては、北金津の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年5月22日で、相続による所有権の移転でございます。田については〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

5番につきましては、池口の田7筆、畑2筆でございます。権利取得者は池口に

お住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年4月8日で、相続による所有権の移転でございます。池口地係の田2筆は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

23ページをお開きください。6番につきましては、菅野の田2筆、山室の田2筆、畑2筆でございます。権利取得者は石川県能美市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年9月7日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇、山室地係の畑1筆は〇〇〇〇さんが耕作し、山室地係の畑1筆は自己管理するとのことでございます。

7番及び24ページの8番につきましては、東山の田8筆、畑2筆でございます。権利取得者は東山にお住まいの〇〇〇〇さん、大阪府大阪市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年9月4日で、相続による所有権の移転でございます。東山地係の田1筆は〇〇〇〇、ほかの田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

9番につきましては、山室の田6筆、畑1筆でございます。権利取得者は御簾尾にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年3月5日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

25ページをお開きください。10番につきましては、御簾尾の田5筆、畑2筆、北の田1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年12月27日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

11番につきましては、沢の田4筆、畑6筆でございます。権利取得者は沢にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成22年12月8日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： ありがとうございます。本件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

12番： この中で7番と8番の相続の分ですけれども、この持分のみというのは、まだほかに持分の人がいるということですか。

事務局： この相続については、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有名義で、お二人の共有名義なので、ほかの方はいらっしゃいません。

12番： 要するに、何番の何とかっていう表示はないんですか。

事務局： 届出にそこまで記載がなかったので、持分のみということで議案に書きました。

12 番： これで100%じゃないみたいな感じもするだね。

議長： これは、〇〇〇〇さん以外の持分の分は相続されないということ？

局長： これ、親子なんですよ。

事務局： もともと単独名義で、その単独名義がお二人の共有名義になったので、この2人で全部の持分にはなってます。

議長： 相続も全部なってるの？ 面積的に。

事務局： 相続でこの2人に行ったので、恐らくですけど、そこまで詳しい話聞いてないので。

12 番： 普通、登記としては、持分の割合が、これ、7番も8番も同じ面積持ってるの。だから、同じ面積を共有と言えば共有で分かるけど。

議長： ああ、2分の1か。

局長： 2分の1ずつかどうかは分かりませんがね。〇〇〇〇さんと〇〇〇さん、何回も言いますが、実の親子なんですっての。〇〇〇〇さんがお母さん、〇〇〇さんが息子さんなんです。2分の1ずつじゃないかなど。

議長： 足して、この1枚の面積ということやね。

1 番： そうですね。1つの土地を2分の1ずつ持ってても、2分の1の人はここを使うとかってということじゃなくて、全体を半分ずつ使うというんですかね。頻度的にと
いうか、ちょっとでも持ってれば全体を使えるということで、相続だと100%どうやって分けるかは相続人間で話をさせていただいて、通常は1人に対して相続させますけど、2分の1ずつで名義入れようとかってということもできますし。

議長： これは逆に権利取得者のところに〇〇〇〇さんと〇〇〇さん、2つ名前書いときゃよかったんやないですか。

1 番： そうですね。登記上はそんなふうに出ていますんで、そのほうが分かりやすいような気はします。

議 長： なら、この件につきまして、よろしいでしょうか。そういうことらしいです。なら、伊藤さん、いいね。

12 番： はい。

議 長： ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようでしたら、報告第3号を終わりたいと思います。

◇ 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。26ページにお進みください。

今回、5件の届出がございました。

1番につきましては、橋屋の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、賃借人の都合により解約するものでございます。

2番、3番につきましては、角屋の田2筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。事由につきましては、鉄塔用地による買収に伴い解約するものでございます。

4番、5番につきましては、井江葎の畑1筆、横垣の畑2筆、北金津の畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。事由につきましては、賃借人の都合により解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。それでは、報告第4号につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

〇〇〇〇さんの4番、5番、これ、地代入ってるんやろか。

事 務 局： 今の地代ですか。

議 長： うん。

事務局： 丘陵地の担当者から聞いたのは、地代が入ってなかったというふうに聞いてます。

議長： それの関連かね、この解約は。

事務局： もう既に作ってないみたいなので、解約に至ったというふうに聞いてます。

議長： 分かりました。
何かほかにご質問ございませんでしょうか。

6番： 今回のこの〇〇〇〇さんの件ですけど、ほらかしやったんやの、ずっと。もさもさになってたで、かなり苦情が来たらしいんやわ。〇〇〇さんのほうからちょっと相談があって、うちが作ることになるんやけど、そんななるまでほっとくなくて支援センターには言うたんやけど。

議長： そうですね。農業委員会もパトロールせなあかんで、我々も悪い。

6番： そうです。以上です。

議長： なら、〇〇〇〇さん、あとよろしくお願ひします。
ほかに質問がなければ、これにて報告第4号を終わりたいと思います。

◇ その他（1）

議長： 日程第6、次に、その他（1）について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： そういうことですので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。
もうこれで全部終わったがかな。

事務局： はい。

議長： なら、最後に一言だけ。本当に3年間という短い間でしたですけども、本来ですと、もっと皆さん、特に最適化推進委員さんなんかと一緒に、もっといろいろな意見を交換して活発な活動をしたいなと思っておりましたが、この3年間というのは本当にコロナ、コロナで全く行事的なこともできないし、こういう審議もできるだけ早くやって、早くやめて帰ってくださーいというような状態でございまして、なか

なか思うようにできなくて、力量不足で本当に皆さん申し訳なかったなと思います。今後とも、これに懲りずに、またいろいろここで培った情報等を活用いたしまして、地区の農業の推進に皆さん今後も頑張ってくださいなと思いますので、よろしくお願いたします。本当に3年間ありがとうございました。事務局のほうから何かあれば。

事務局： 【説明】

堀川推進委員： 会長、ちょっと1点お願いできますか。堀川ですけど。

議長： はい。

堀川推進委員： もう最後のご挨拶を済ませていただいたんですけど、さっきの業務報告の中に、5月31日に、これは選挙絡みかもしれませんが、参議院会館で農業委員会会長大会なりを開いたということで先ほど業務報告がありましたけど、告示も終わりましたので、今後どういう点が焦点になるか、そこら辺、明確になるんかもしれませんが、当日の5月31日の少し内容を報告いただければと思います。お願いします。

議長： この参議院会館でやったのは、全く選挙絡みとは関係ありません。全国農業委員会の会長大会というのが東京で開催されて、1年目あって、2年目がコロナで中止されて、今回また3回目で再開したんですけども、参議院会館で、福井県選出の議員さんと基本的にお話をして、農業委員会のやっているいろいろな要請、要望というのをしたというだけです。その中でも、いろいろ農業委員の会長の、各地区から福井県中の会長が来てるものですから、そういう中から何か意見ありませんかというような話が出てまして、その中で特に我々が言ってきたのは、1回ここでも議題になった、5年に1回の水張りの田んぼの転作の話だとか、この話の要請も含めて、やっぱり農業委員会としてもしてまいりました。もうちょっと検討をしてくれんかと。これは福井県だけじゃなしに、全国的にやはり大きな課題だと。やはりここでも出たように、それをあまり強制すると、農業をやらなくなる人も増えてくる可能性もあるというような要請も併せてさせていただきました。

それから、もう1つやっておるのは、やはりウクライナ情勢だとかコロナの情勢、このような情勢下において、やはり資材費の高騰ですね。それから、そういうような形で生産コストがかかる。これをやはり国のほうとしても、何とか補助、助成とか、そういうような形での対応を取ってほしいということも要請をしてまいりました。

あと1つ、特にあわら地区を代表して私が言ったんですけども、基本的に今の国の政策というのは、主に水田農業における政策が非常に多いんですね。だから、転作奨励金やら何やらと、非常に水田で水田園芸すると補助金が出ると。それで、特に福井県なんかですと、水田園芸でもうキャベツを作ってる。ところが、丘陵地の畑作で一生懸命キャベツを作ったり野菜を作ったりしてるところが、基本的に水田園芸によって侵されているというか、言うと、量というんかね。生産量が非常に水田によって拡大されるということは、価格も低くなるというような課題があります。だから、国のほうとしても、水田だけに重きを置くんじゃなしに、この畑作地帯、特に国営で造成して、当時44年に坂井北部の丘陵地の国営の事業が出ましたが、あの当時、水田を造ることを、開田抑制という形で水田が造れなくて、やむを得なく畑にしたという経緯がございます。そういう中で造成された畑に対する今後の農業支援、これを併せて考えていってほしいということを強く申入れをしておきました。

議員さん全員参加して、顔だけ見せたら帰って行って。ちょうど参議院の本会議をやってる日やったんで、なかなか皆さん、そこに落ち着いてはおられなかったみたいなんですけど、そういう状況で申入れをしてまいりました。大体そういうような内容です。各県とも、全国農業委員会会長大会に先立って、皆さんが東京に集まるということで、福井県だけじゃなしに、お隣の石川県にしても愛知県にしても、どこかかしこで国会議員への陳情要請というものをやってから、全国大会に臨んでいるという状況でございます。大体そういうような内容で、あまりこれと違って変わった話はなかったかなと。

堀川推進委員： ありがとうございます。ただ、ちょっと今、会長の31日以外のことですけども、実は、市の農林水産課の担当者からも説明がありましたけど、県を通じて令和4年度から、これまでの大規模の農業と違っていうよりも、集落営農を重点に置いた活性化事業がスタートしましたということで、大変私どもも期待をしてたんですけども、結果的には専従化を各組織とも進めなさいと。これは当然、各集落、農村でも人が減るという前提であると思えますけど、何で専従化を進めるかなって。集落営農云々、片や専従化をしますと、人がだんだんだんだん減っていってしまいますので、そういう根本的な話が今後また続けられれば一番ありがたいと思えますけども、今日は一応お聞きするだけで、ありがとうございます。

議長： 基本的にその件でございますが、やはりその傾向というのは、今、国の場合あります。なぜそういう傾向に今なってきたかというのは、当時は集落営農の推進というのは、地区の水田、農地を守るためにみんなでやってよねという状態で、一時進めてきた経緯がございますが、担い手の不足、高齢化、これがやはり一番大きな課題になっておまして、そういう中で、やっぱり後継者の確保、若者の確保と

というのが基本的には専従化につながってきてるんだらうなと思います。

そういう流れの中で、やはり農業が、今までは農地を守る農業から、もうかる農業へのシフト、これをやはり今後ともあわら市としては進めていく必要があるだろうという具合に思っております。そういうのを今後、進めざるを得ないわけですし、特にそれを実践的に、私の集落でももう人がいなくて、やはりよそから若者を連れてきて、社員として専従化させていく方向性というものは、今やってる最中で実践をしてますけども、いろいろな結果出たら、また皆さんにご報告をしてもいいかなという具合に思っておりますので、またこれから皆さんのお力を借りて、いろいろな意見を言っていただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上です。

- 5 番： 活動報告、何か変わったんですが、ちょっと書いてみたんやけど、全て手書きやがの。結構つらいんよ。漢字は分からん。字出てこん。ほんで、できたらエクセル的なもので作っていただいたほうが、こっちとしては作りやすいし書きやすいし。できない人もいるかもしれんけど、できる人はエクセルのほうがやっぱり簡単やし、日にちごとにも並べられるし。非常にやっぱ手書きにすると、書きたいもんでも、3行書こうかなと思っても1行でやめてまうと。そういう状態なんで、少し考えてください。

議 長： 田んぼへ出たというだけでいいじゃないですか。

- 5 番： そうなってまうかもしれん。

議 長： 事務局、それ考えてください、また。農業会議とも話して、手書きでなくていいかというのも聞いておいたほうがいいと思います。

事務局： 辻下委員のおっしゃるとおりですよ。

議 長： 手書きでもいいんなら、事務局で書いてもらえばいいがや。

事務局： 活動記録簿につきまして、様式についてはこちらで実際用意はしましたけれども、委員それぞれに書きやすい方法で書いていただいて、そこは問題ないかなというふうには考えております。こういった活動をしているという記録が残っていれば、あの様式でなければもう絶対に駄目ということではありませんので、やりやすい方法でやっていただいて、そこは。書いていただく内容としては一緒ですけども、エ

クセルで管理されているということであれば、そちらでも問題ないというふうに考えておりますので。

議 長： 7月以降やってください。

◇ 閉 会

議 長： 以上で農業委員会定例総会を終了させていただきます。

令和4年6月24日

議 長

委 員

委 員